



第120期 定時株主総会 招集ご通知

【新型コロナウイルスに関するお知らせ】

株主総会へのご出席につきましては、開催日時点でのご自身の健康状態を考慮のうえ、インターネット等または郵送による事前の議決権行使も併せて、ご検討くださいますようお願い申し上げます。

今後の流行状況により、株主総会の運営に大幅な変更が生じる場合は、当行ウェブサイトでお知らせいたします。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

日時

2023年6月28日（水曜日）
午前10時

場所

秋田市山王三丁目2番1号
当行本店10階大会議室

決議
事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

インターネットまたは郵送による議決権行使期限



2023年6月27日（火曜日）
午後5時まで

株式会社 秋田銀行

証券コード：8343

第120期定時株主総会招集ご通知 目次

招集ご通知

第120期定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使のご案内	6

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件	8
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件	9

第120期事業報告

1 当行の現況に関する事項	20
2 会社役員（取締役）に関する事項	33
3 社外役員に関する事項	39
4 当行の株式に関する事項	42
5 当行の新株予約権等に関する事項	43
6 会計監査人に関する事項	43
7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針	44
8 業務の適正を確保する体制	45
9 特定完全子会社に関する事項	50
10 親会社等との間の取引に関する事項	50
11 会計参与に関する事項	50
12 その他	50

計算書類

貸借対照表	51
損益計算書	52
株主資本等変動計算書	
個別注記表	

連結計算書類

連結貸借対照表	54
連結損益計算書	55
連結株主資本等変動計算書	
連結注記表	

監査報告

会計監査人の監査報告書	56
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書	58
監査等委員会の監査報告書	60

【ご参考】

取締役体制（スキルマトリックス）	17
社外取締役の独立性に関する判断基準	19
秋田銀行グループサステナビリティ経営方針	27



このマークの事項につきましては、法令および当行定款第16条の規定に基づき、本招集ご通知には記載しておりません。当行ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイトに掲載しておりますのでご確認ください。

株主の皆さまへ



取締役頭取

新谷 明弘

株主の皆さまには、平素より格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

ここに第120期定時株主総会招集ご通知をお届けいたしますので、ご高覧のうえ、ご参考にいただければ幸いに存じます。

当行グループは、「地域共栄」の経営理念のもと、秋田銀行グループVISION『価値をつくる。未来へつなぐ。』を2030年の目指す姿と定め、この姿へ到達するための第1フェーズとして、2022年度から3年間を計画期間とする中期経営計画に取り組んでおります。

この計画では、金融仲介やコンサルティングを中心とする既存分野の深掘り、徹底した構造改革の推進と並行して、顕在化する地域課題を解決し、地域を成長させていく取組みを「地域価値共創事業」と位置づけ、事業拡大に積極的に経営資源を投下し、将来的な収益基盤の構築を進めております。

今後も、当行では中期経営計画に基づく諸施策を着実に進め、将来にわたる豊かな地域の実現を目指し役職員一同努力してまいります。

株主の皆さまには、変わらぬご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

経営理念

地域共栄

地域とともに歩み、地域の発展とともに栄える。

行 訓

1. 自らにきびしく 他には思いやりの深い すぐれた人間をつくること
2. 内に和を守り 外に信用を固めて 明るく健全な職場をつくること
3. 常に将来のことを考え 絶えず現状の改善を図って ともに繁栄する地域社会をつくること

(1969年制定)

証券コード 8343
2023年6月6日
(電子提供措置の開始日2023年6月1日)

株主各位

秋田市山王三丁目2番1号
株式会社 **秋田銀行**
取締役頭取 **新谷 明弘**

第120期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第120期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しておりますので、下記の当行ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

【当行ウェブサイト】

<https://www.akita-bank.co.jp/aboutus/investor/kabusiki/soukai/>



また、電子提供措置事項は当行ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、下記の東証ウェブサイトへアクセスしていただき、「銘柄名（会社名）」に「秋田銀行」または証券「コード」に「8343」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択のうえ、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、電磁的方法（インターネット等）または議決権行使書面（郵送）により、事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月27日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2023年6月28日（水曜日） 午前10時
2 場 所	秋田市山王三丁目2番1号 当行本店10階大会議室 ※末尾の会場ご案内略図をご参照ください。
3 株主総会の 目的事項	<p>報告事項 (1) 第120期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 事業報告および計算書類報告の件 (2) 第120期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連 結計算書類監査結果報告の件</p> <p>決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選 任の件</p>
4 議決権行使 について	<p>(1) インターネット等による議決権行使の場合 当行指定の議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセス していただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」お よび「仮パスワード」をご利用のうえ、前記の行使期限までに議案に対す る賛否をご入力ください。詳細は、後記の「インターネット等による議決 権を行使される場合のお手続きについて」をご確認ください。</p> <p>(2) 書面（郵送）による議決権行使の場合 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前記の 行使期限までに到着するようご返送ください。 なお、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があった ものとしてお取り扱いさせていただきます。</p> <p>(3) 重複行使のお取り扱い インターネット等と議決権行使書面により重複して議決権行使をされた 場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます ます。また、インターネット等により複数回にわたり議決権行使をされた場 合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。</p>

(以 上)

電子提供措置事項について

- 電子提供措置事項のうち、下記①および②の事項につきましては、法令および当行定款第16条の規定に基づき、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
 - ①計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきますのでご了承ください。

株主総会へのご出席にあたって

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書とともに会場受付にご提出ください。（なお、代理人の資格は、当行の議決権を有する他の株主1名に限ることとさせていただきます。）
- 本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会資料の電子提供制度について

- 株主総会資料（株主総会参考書類、事業報告、監査報告、計算書類、連結計算書類）の電子提供制度は、これまで書面でお送りしていた株主総会資料を、インターネットを用いてご提供する制度で、会社法改正により、上場会社は2023年3月以降の株主総会から制度の導入が義務付けられました。
- 本株主総会の招集ご通知につきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。

新型コロナウイルス感染症への対応について

- パソコンやスマートフォンを利用したインターネット等または議決権行使書用紙の郵送による、事前の議決権行使をお願い申し上げます。
- 政府の方針に従い、マスクの着用につきましてはご自身の判断となりますが、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等により、会場内でのマスクの着用をお願いする場合がございます。

議決権行使のご案内

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。
議決権行使には以下の3つの方法がございます。

インターネット等による議決権行使



行使期限

2023年6月27日（火曜日）
午後5時まで

インターネット等による議決権行使に際しましては、次頁に記載の「インターネット等による議決権を行使される場合のお手続きについて」をご確認いただき、行使期限までに行使ください。

書面（郵送）による議決権行使

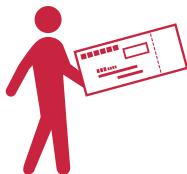


行使期限

2023年6月27日（火曜日）
午後5時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。

株主総会ご出席による議決権行使



株主総会開催日時

2023年6月28日（水曜日）
午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

議決権行使のお取扱いについて

- インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。
- 書面（郵送）による議決権行使の場合、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いさせていただきます。
- インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。

機関投資家の
みなさまへ

議決権行使の方法として、株式会社「CJ」が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使のシステム等に関するお問い合わせ

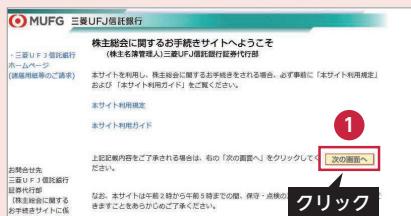
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

フリーダイヤル：**0120-173-027**（通話料無料） 受付時間 午前9時～午後9時

インターネット等による議決権を行使される場合のお手続きについて

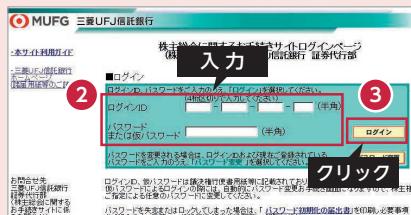
パソコン、スマートフォンから、**議決権行使サイト** (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

1 議決権行使サイトへアクセスする



① 「次の画面へ」をクリック

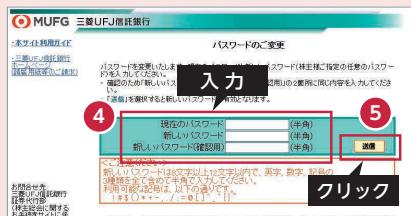
2 ログインする



② お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

③ 「ログイン」をクリック

3 パスワードを登録する



④ 現在のパスワードを「現在のパスワード入力欄」に、新しいパスワードを「新しいパスワード入力欄」と「新しいパスワード(確認用)入力欄」の両方に入力。パスワードはお忘れにならないようご注意ください。

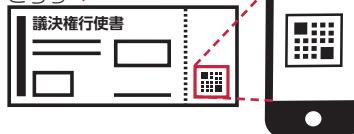
⑤ 「送信」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

スマートフォンの場合 (QRコードを読み取る方法)

同封の議決権行使書用紙右下に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

「ログイン用QRコード」は
こちら▼



① ご注意

- ① 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。
- ② インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合がございますので、ご了承ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1 期末配当に関する事項

第120期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1)	配当財産の種類	金銭といたします。
(2)	配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当行普通株式1株につき 金35円 総額 628,226,270円 (注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき金70円となります。
(3)	剰余金の配当が効力を生ずる日	2023年6月29日

2 別途積立金の積立に関する事項

剰余金の処分につきましては、財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1)	増加する剰余金の項目とその額	別途積立金 2,000,000,000円
(2)	減少する剰余金の項目とその額	繰越利益剰余金 2,000,000,000円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

現任の取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（9名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、コーポレートガバナンスに関する基本方針に定める取締役候補者の選任方針および手続きに従い適切に指名されており、各候補者は当行の取締役として適任であることから、特に指摘すべき事項がない旨の意見表明を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の当行における地位	取締役会への出席状況
1	あらや あきひろ 新谷 明弘	再任	取締役頭取（代表取締役）	14回／14回 (100%)
2	みなかわ つよし 皆川 剛	再任	取締役常務執行役員	14回／14回 (100%)
3	あしだ こうすけ 芦田 晃輔	再任	取締役常務執行役員	14回／14回 (100%)
4	みうら ちから 三浦 力	再任	取締役常務執行役員	11回／11回 (100%)
5	みうら ひろよし 三浦 寛剛	再任	取締役常務執行役員	14回／14回 (100%)
6	さかき じゅんいち 榊 純一	再任 社外 独立	取締役（社外取締役）	14回／14回 (100%)
7	なかた なおふみ 中田 直文	再任 社外 独立	取締役（社外取締役）	12回／14回 (85%)
8	かきざき たまき 柿崎 環	再任 社外 独立	取締役（社外取締役）	14回／14回 (100%)
9	いとう ゆたか 伊東 裕	新任 社外 独立	—	—

(注) 取締役候補者の三浦力氏は、2022年6月28日の取締役就任以後に開催の取締役会11回の全てに出席しております。



候補者
番号

1

あら や あき ひろ
新谷 明弘

再任

生年月日

1955年2月9日生

所有する当銀行の株式の数

4,500株

取締役会への出席状況

14回/14回 (100%)

**取締役候補者
とした理由**

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年4月	当銀行入行	2010年5月	同 常務取締役経営企画部長兼 広報室長兼コンプライアンス 統括部長
1999年4月	同 人事部次長	2011年6月	同 常務取締役事務本部長
2002年3月	同 県庁支店長	2013年6月	同 代表取締役専務
2005年6月	同 執行役員本店営業部長	2016年6月	同 代表取締役副頭取
2007年6月	同 取締役執行役員経営企画部 長兼広報室長	2017年6月	同 代表取締役頭取 (現任)

経営企画、リスク管理、人事等の業務経験を有し、営業店長を経験するなど銀行業務に対して幅広く精通しております。2017年6月に頭取に就任し、中長期的な経営ビジョンを掲げるとともに、経営課題に基づき成長戦略の推進を指揮してきました。

豊富な業務経験と銀行の経営全般に関する知見を有し、公正な経営の監督を遂行するとともに、当行グループを牽引し当行の持続的な発展に寄与することができると判断し、取締役候補者となりました。



候補者
番号

2

みな かわ つよし
皆川 剛

再任

生年月日

1967年7月2日生

所有する当銀行の株式の数

1,600株

取締役会への出席状況

14回/14回 (100%)

**取締役候補者
とした理由**

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年4月	当銀行入行	2018年6月	同 執行役員地域未来戦略部長
2010年6月	同 経営企画部部長代理	2019年6月	同 取締役執行役員経営企画部 長兼広報CSR室長
2011年6月	同 札幌支店長	2020年6月	同 取締役常務執行役員経営企 画部長兼デジタル戦略室長
2014年6月	同 本荘支店長	2021年6月	同 取締役常務執行役員 (現 任)
2017年6月	同 執行役員地域サポート部長		

豊富な業務執行の経験と実績に基づき、2020年6月に取締役常務執行役員に就任し、当行の経営課題への対応や、人事・総務・市場運用部門等の強化に貢献してきました。

こうした経営に関する知見や能力を活かし、担当部門における適切な業務執行を遂行することができると判断し、取締役候補者となりました。

候補者
番号

3

あしだ こうすけ
芦田 晃輔

再任

生年月日

1971年10月12日生

所有する当銀行の株式の数

1,700株

取締役会への出席状況

14回/14回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1994年 4月	当銀行入行	2020年 6月	同	取締役執行役員人事部長	
2014年 6月	同	能代南支店長	2021年 6月	同	取締役常務執行役員経営企画部長兼デジタル戦略室長
2016年 6月	同	経営企画部次長	2022年 6月	同	取締役常務執行役員経営企画部長兼デジタル戦略室長
2017年 6月	同	経営企画部次長兼業務改革室長			取締役常務執行役員経営企画部長兼デジタル戦略室長兼サステナビリティ推進室長 (現任)
2019年 4月	同	経営企画部副部長兼業務改革室長			
2019年 6月	同	執行役員人事部長			

**取締役候補者
とした理由**

豊富な業務執行の経験と実績に基づき、2021年6月に取締役常務執行役員に就任し、当行の経営課題への対応や中長期的な経営戦略の立案に取り組んできました。
こうした経営に関する知見や能力を活かし、担当部門における適切な業務執行を遂行することができると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

4

みうら ちから
三浦 力

再任

生年月日

1967年4月19日生

所有する当銀行の株式の数

2,200株

取締役会への出席状況

11回/11回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年 4月	当銀行入行	2017年 6月	同	県庁支店長	
2009年 6月	同	秋田東中央支店次長	2019年 6月	同	執行役員地域未来戦略部長
2010年10月	同	秘書室長	2020年 6月	同	取締役執行役員地域価値共創部長
2013年 6月	同	本店営業部部長代理兼融資課長	2021年 6月	同	常務執行役員地域価値共創部長
2015年 6月	同	湯沢・稲川エリア統括湯沢支店長	2022年 6月	同	取締役常務執行役員 (現任)

**取締役候補者
とした理由**

豊富な業務執行の経験と実績に基づき、2022年6月に取締役常務執行役員に就任し、当行の業績向上に貢献するとともに、地域やお客さまの課題解決に取り組んできました。
こうした経営に関する知見や能力を活かし、担当部門における適切な業務執行を遂行することができると判断し、取締役候補者いたしました。



候補者 番号 **5** み うち ひろ よし
三浦 寛剛 **再任**

生年月日
1967年3月11日生
所有する当銀行の株式の数
1,700株
取締役会への出席状況
14回/14回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年4月	当銀行入行	2020年6月	同 取締役執行役員営業企画部長
2010年6月	同 大館支店次長	2021年6月	同 取締役常務執行役員
2012年3月	同 御野場支店長	2022年4月	同 取締役常務執行役員事務統括部長
2014年6月	同 札幌支店長	2022年6月	同 取締役常務執行役員 (現任)
2017年6月	同 東京支店長兼東京事務所長		
2019年6月	同 執行役員営業企画部長		

**取締役候補者
とした理由**

豊富な業務執行の経験と実績に基づき、2021年6月に取締役常務執行役員に就任し、審査部門、事務・システム部門等における経営課題への対応およびリスク管理態勢の強化に取り組んできました。こうした経営に関する知見や能力を活かし、担当部門における適切な業務執行を遂行することができると判断し、取締役候補者となりました。



候補者 番号 **6** さかき じゅん いち
榎 純一 **再任**
社外 独立

生年月日
1954年12月23日生
所有する当銀行の株式の数
800株
取締役会への出席状況
14回/14回 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年4月	石川島播磨重工業株式会社 (現株式会社IHI) 入社	2012年4月	株式会社IHI 執行役員回転機械セクター長
2003年7月	同 航空宇宙事業本部民間エンジン事業部技術部長	2017年4月	同 常務執行役員産汎事業領域副事業領域長兼車両過給機SBU長
2004年7月	同 機械事業本部車両過給機事業部副事業部長兼品質保証部長	2018年4月	同 顧問
2009年4月	同 理事車両過給機セクター副セクター長兼企画部長	2018年6月	当銀行取締役 (現任)
2010年4月	株式会社IHI 回転機械代表取締役社長	2021年4月	秋田大学電動化システム共同研究センター長(現任)

**社外取締役
候補者とした
理由および
期待される役割**

石川島播磨重工業(株) (現株IHI) に入社し、(株)IHI 回転機械代表取締役社長を経て(株)IHI 常務執行役員を務め、現在は秋田大学電動化システム共同研究センター長に就任しております。2018年6月に当行の社外取締役に就任し、企業経営者としての高い人格と豊富な経験、ならびに各種分野における幅広い見識に基づき、取締役会に対する助言・提言をいただいております。こうした専門的な知見を踏まえた客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画いただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。

候補者
番号

7

なか た なお ふみ
中田 直文

再任

社外 独立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年4月	株式会社大館製作所入社	2013年10月	大館商工会議所会頭
2009年5月	同 代表取締役社長（現任）	2016年5月	一般社団法人秋田犬ツーリズム 代表理事（現任）
2009年6月	大館桂工業株式会社代表取締役 社長（現任）	2019年6月	当銀行取締役（現任）
2009年7月	大館ビル株式会社代表取締役社 長（現任）		

生年月日

1950年8月12日生

所有する当銀行の株式の数

5,073株

取締役会への出席状況

12回/14回（85%）

社外取締役
候補者とした
理由および
期待される役割

県内を代表する製造業の代表取締役を長年にわたり務めており、大館商工会議所会頭などの要職を経験しております。2019年6月に当行の社外取締役に就任し、企業経営者としての高い人格と豊富な経験、ならびに経営の諸問題における幅広い見識に基づき、取締役会に対する助言・提言をいただいております。

こうした専門的な知見を踏まえた客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画いただくことを期待し、社外取締役候補者いたしました。

候補者
番号

8

かき ざき たまき
柿崎 環

再任

社外 独立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2009年4月	東洋大学専門職大学院法務研究 科教授	2017年6月	日本空港ビルデング株式会社社 外監査役
2012年4月	横浜国立大学国際社会科学研 究院教授	2020年6月	京浜急行電鉄株式会社社外取締 役（現任）
2014年4月	明治大学法学部教授（現任）	2021年6月	当銀行取締役（現任）
2016年6月	エーザイ株式会社社外取締役	2022年6月	日本空港ビルデング株式会社社 外取締役（監査等委員）（現任）
2016年6月	三菱食品株式会社社外取締 役（現任）		

生年月日

1961年1月16日生

所有する当銀行の株式の数

200株

取締役会への出席状況

14回/14回（100%）

社外取締役
候補者とした
理由および
期待される役割

商法、金融商品取引法を研究分野とする大学教授として、内部統制やコーポレートガバナンスに関する高い見識を有しております。2021年6月に当行の社外取締役に就任し、専門分野等の高い見識に基づき、取締役会に対する助言・提言をいただいております。こうした専門的な知見と豊富な経験を踏まえた客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画いただくことを期待し、社外取締役候補者いたしました。

なお、同氏は社外取締役または社外監査役となること以外の方法で、会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。



候補者
番号

9

いとう ゆたか
伊東 裕

新任

社外

独立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年 4月	全日本空輸株式会社入社	2019年 6月	同 取締役常務執行役員
2013年 4月	全日本空輸株式会社執行役員欧州室長兼ロンドン支店長	2020年 4月	同 代表取締役副社長執行役員
2015年 4月	同 上席執行役員欧州室長兼ロンドン支店長	2020年 4月	全日本空輸株式会社取締役専務執行役員
2016年 4月	同 取締役執行役員	2021年 4月	株式会社ANA総合研究所代表取締役社長
2018年 4月	同 取締役常務執行役員	2022年 4月	同 取締役会長
2019年 4月	ANAホールディングス株式会社上席執行役員	2023年 4月	同 常勤顧問（現任）

生年月日

1957年6月3日生

所有する当銀行の株式の数

0株

取締役会への出席状況

—

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

航空運送事業を中心とする企業グループにおいて代表取締役を経験し、企業経営者としての高い人格と豊富な経験、ならびにESG経営や法務等の幅広い見識を有しております。こうした専門的な知見と豊富な経験を踏まえた客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画いただくことを期待し、社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 榊純一氏、中田直文氏、柿崎環氏および伊東裕氏は社外取締役候補者であります。
3. 独立役員の届出について

当行は、中田直文氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出る予定であり、同氏が再任された場合には、独立役員となる予定であります。同様に、榊純一氏および柿崎環氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。また、伊東裕氏が社外取締役に就任した場合は、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

4. 独立性に関する補足説明について

- (1) 榊純一氏は、秋田大学電動化システム共同研究センター長を務めており、同大学法人与当行との間には通常の銀行取引がありますが、取引金額は直近事業年度における同大学法人の年間事業収入および当行の直近事業年度における連結粗利益の1%未満であること等から、当行が定める「社外取締役の独立性に関する判断基準」を充足しており、独立性は十分に確保されております。
- (2) 中田直文氏は、株式会社大館製作所、大館桂工業株式会社および大館ビル株式会社の代表取締役ならびに一般社団法人秋田犬ツーリズムの代表理事を務めており、各社および同社団法人与当行との間には通常の銀行取引がありますが、取引金額は直近事業年度における同社グループの年間連結総売上高および同社団法人の年間事業収入ならびに当行の直近事業年度における連結粗利益の1%未満であること等から、当行が定める「社外取締役の独立性に関する判断基準」を充足しており、独立性は十分に確保されております。
- (3) 柿崎環氏は、京浜急行電鉄株式会社の社外取締役および日本空港ビルデング株式会社の社外取締役（監査等委員）を務めており、両社と当行との間には通常の銀行取引がありますが、同氏は両社の業務執行者ではないため、独立性の判断に影響を与えるものではありません。
- (4) 伊東裕氏は、株式会社ANA総合研究所の常勤顧問を務めており、同社の持株会社であるANAホールディングス株式会社と当行との間には通常の銀行取引がありますが、取引金額は直近事業年度における同社グループの年間連結総売上高および当行の直近事業年度における連結粗利益の1%未満であること等から、当行が定める「社外取締役の独立性に関する判断基準」を充足しており、独立性は十分に確保されております。

5. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について

- (1) 榊純一氏は、現任の社外取締役であり、同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって5年となります。
- (2) 中田直文氏は、現任の社外取締役であり、同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって4年となります。
- (3) 柿崎環氏は、現任の社外取締役であり、同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。

6. 社外取締役との責任限定契約について

榊純一氏、中田直文氏および柿崎環氏は、当行との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、各氏が再任された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、伊東裕氏が社外取締役に就任した場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ・取締役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする。
- ・上記の責任限定が認められるのは、取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

7. 役員等賠償責任保険契約の概要について

当行は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務として行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより、被保険者が被る損害や費用等を填補することとしております。取締役は当該保険契約の被保険者となっており、本議案の候補者が取締役を選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同様の内容で更新する予定であり、保険料については、全額当行が負担しております。

8. 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役、執行役または監査役に就任していた場合において、その在任期間中に不当な業務執行が行われた事実について

中田直文氏は、2009年6月より大館桂工業株式会社の代表取締役を務めておりますが、同社は、秋田県北地域振興局が2020年5月に実施した工事の入札において、他社との情報のやりとり等があったことを理由に、2021年6月15日に、同日から4か月間の指名停止処分を受けました。同氏は、事前には当該行為を認識しておりませんでした。当該事実が判明した後においては、全容解明のための調査を指揮するとともに、再発防止に向けた内部統制体制の強化やコンプライアンスの徹底をはかっております。

(以 上)

取締役体制（スキルマトリックス）

当行の取締役会は、当行の企業経営および経営戦略の遂行に必要なスキルならびに多様性を取締役会全体で確保する体制としております。

社内取締役7名

就任予定の 地位	氏 名	性別	企業経営に必要な基本的スキル				業種特性上 必要なスキル			地域特性上 必要なスキル	
			企業経営・ 経営戦略	リスク マネジメント	財務・ 会計	人事マ ネジメ ント	企業分 析・審 査	事務・ IT	市場 運用	地域活 性化	再生可 能エネ ルギー
取 締 役	新 谷 明 弘	男性	○	○	○	○	○	○	○	○	
取 締 役	皆 川 剛	男性	○	○	○	○	○	○	○	○	
取 締 役	芦 田 晃 輔	男性	○	○	○	○	○	○		○	
取 締 役	三 浦 力	男性	○	○	○	○	○	○		○	○
取 締 役	三 浦 寛 剛	男性	○	○	○	○	○	○		○	
取 締 役 (監査等委員)	佐 藤 雅 彦	男性	○	○	○	○	○	○		○	
取 締 役 (監査等委員)	工 藤 重 信	男性	○	○	○	○	○	○		○	

- (注) 1. 上記一覧表は社内取締役の有するすべての知見や経験を表すものではありません。
2. 各スキルの内容は次のとおりです。

企業経営・経営戦略	企業経営の知識・経験を有し、持続的な成長・企業価値向上を推進する戦略の立案・実行および適正な判断ができる。
リスクマネジメント	リスクに関する知識を有し、経営上のマネジメントができる。
財務・会計	財務・会計の知識・経験を有し、適正な管理ができる。
人事マネジメント	人事関連の知識・経験を有し、経営上のマネジメントができる。
企業分析・審査	企業分析・審査の知識・経験を有し、適正な与信判断および企業支援ができる。
事務・IT	事務・IT関連の知識・経験を有し、適正な運用・管理ができる。
市場運用	有価証券運用の知識・経験を有し、適正な投資判断ができる。
地域活性化	地域活性化・地域課題の解決に関する知識・経験を有し、将来にわたる豊かな地域を実現する戦略の立案・実行ができる。
再生可能エネルギー	再生可能エネルギー関連の知識・経験を有し、適正な戦略の立案・実行ができる。

社外取締役7名

就任予定の地位	氏名	性別	社外取締役に特に期待する分野・知見							
			企業経営・経営戦略	ガバナンス・リスクマネジメント	法務	財務・会計	ESG・サステナビリティ	企業支援	DX・テクノロジー	地域活性化
取締役 独立	榊 純一	男性	○	○					○	○
取締役 独立	中田 直文	男性	○	○						○
取締役 独立	柿崎 環	女性		○	○			○		
取締役 独立	伊東 裕	男性	○	○	○			○		○
取締役 (監査等委員) 独立	小林 憲一	男性		○					○	○
取締役 (監査等委員) 独立	面山 恭子	女性		○	○					
取締役 (監査等委員) 独立	長谷部光哉	男性	○	○		○			○	○

- (注) 1. 上記一覧表は社外取締役の有するすべての知見や経験を表すものではありません。
 2. 各スキルの内容は次のとおりです。

企業経営・経営戦略	企業経営・経営戦略に関する経験・専門性
ガバナンス・リスクマネジメント	経営管理・リスク管理等に関する経験・専門性
法務	企業法務等に関する専門性
財務・会計	財務・会計に関する専門性
ESG・サステナビリティ	非財務分野における企業活動に関する専門性
企業支援	中小企業の経営課題解決・経営改善・再生支援等に関する専門性
DX・テクノロジー	デジタル技術・テクノロジーの活用等に関する専門性
地域活性化	産業／経済振興／観光交流／教育／まちづくり等に関する専門性

社外取締役の独立性に関する判断基準

当行では「社外取締役の独立性に関する判断基準」を制定し、以下の基準を満たす社外取締役を独立役員として指定しております。

- 現在または最近^{(注) 1}において、次のいずれの要件にも該当しない者を独立役員とする。
- 1 当行を主要な取引先とする者^{(注) 2}またはその者が法人等である場合はその業務執行者
 - 2 当行の主要な取引先^{(注) 3}またはその者が法人等である場合はその業務執行者
 - 3 当行の総議決権の10%以上を保有する株主またはその者が法人等である場合はその業務執行者
 - 4 当行から役員報酬以外に過去3年平均で年間10百万円を超える金銭等を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（金銭等を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）
 - 5 次に掲げる者の二親等内の親族
 - (1) 上記1から4に該当する者（重要な者^{(注) 4}に限る。）
 - (2) 当行または当行子会社の取締役、監査役、執行役員および使用人
- (注) 1 「最近」とは、社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点をいう。
2 「当行を主要な取引先とする者」とは、当該取引先の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上を当行との取引が占めている先、または、資金調達において当行に代替性がない程度に依存している先をいう。
3 「当行の主要な取引先」とは、当行の直近事業年度における連結粗利益の2%以上を当行に対して支払っている先をいう。
4 「重要な者」とは、業務執行者のうち役員・部長クラスの者、会計専門家・法律専門家のうち公認会計士・弁護士等の専門的な資格を有する者をいう。

(2023年4月改正)

第120期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで) 事業報告

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

a 当行の主要な事業内容、金融経済環境並びに事業の経過及び成果

(a) 当行の主要な事業内容

本店営業部のほか支店96か店、出張所1か店、計98か店において、預金業務および貸出業務に加え、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、公共債・投資信託・保険商品の窓口販売業務等を行っております。

(b) 金融経済環境

○国内経済環境

国内経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、資源高の影響などを受けながらも堅調な設備投資にも支えられ、景気は緩やかに持ち直しました。年度前半は、新型コロナウイルスの感染者数減少にともなう行動制限解除後の人流回復等を受けて、個人消費に改善の動きがみられました。年度後半に入り新規感染者数が再び急増しましたが、全国旅行支援の実施により宿泊や飲食などの消費が増加したほか、水際対策の緩和によりインバウンド需要が急増するなど、内需、外需ともに持ち直しの動きがみられました。この間、雇用・所得環境は、改善の動きがみられました。

○県内経済環境

県内経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大や物価高の影響により、一部に弱さがみられましたが、景気は全体として持ち直しました。産業別の動向では、主力の電子部品・デバイスは車載向けを中心に堅調に推移しました。需要面では、公共工事が低調に推移したほか、住宅着工は弱含みの動きが続きました。また、個人消費は、大型小売店販売が底堅く推移したほか、自動車販売も後半にかけて部品不足の改善がみられるなど持ち直しの動きがみられました。この間、雇用・所得環境は、改善の動きが弱まりました。

○金融環境

金融面では、新発10年物国債利回りは、日銀による「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」のもと、概ね0.20～0.25%の範囲で推移しましたが、12月に利回り上限が0.50%に引き上げられると急上昇し、その後も金融政策修正への思惑から0.50%付近で高止まりしました。3月に日銀が金融政策の現状維持を決めたほか、米銀連鎖破綻によるリスク回避の動きなどから、一時0.1%台に急低下しましたが、年度末にかけては0.3%台で推移しました。日経平均株価は、8月にF R Bの過度な利上げ懸念後退により、一時29,000円台を回復する局面がありましたが、インフレ高進を受けた欧米中銀の金融引き締めスタンスを背景に上値は重く、概ね25,500円～28,500円のレンジ内で推移しました。為替相場は、日米金融政策の方向性の違いから、ドル高円安基調が続き、10月には151円台まで円が急落しました。その後は本邦通貨当局による円買いドル売り介入実施や、米利上げ鈍化観測、日銀の金融政策修正などから一転して円高が進み、一時127円台を付けましたが、年度末にかけては米利上げペースや日銀の金融政策を巡る思惑が交錯し、130円台で上下する展開となりました。

(c) 事業の経過及び成果

このような金融経済環境のもと、当行では、2022年度から3年間を計画期間とする中期経営計画において、2030年を展望する秋田銀行グループVISION『価値をつくる。未来へつなぐ。』の実現に向け、3つの基本戦略に基づく各種施策に積極的に取り組みました。

秋田銀行グループVISION

中長期的に目指す姿

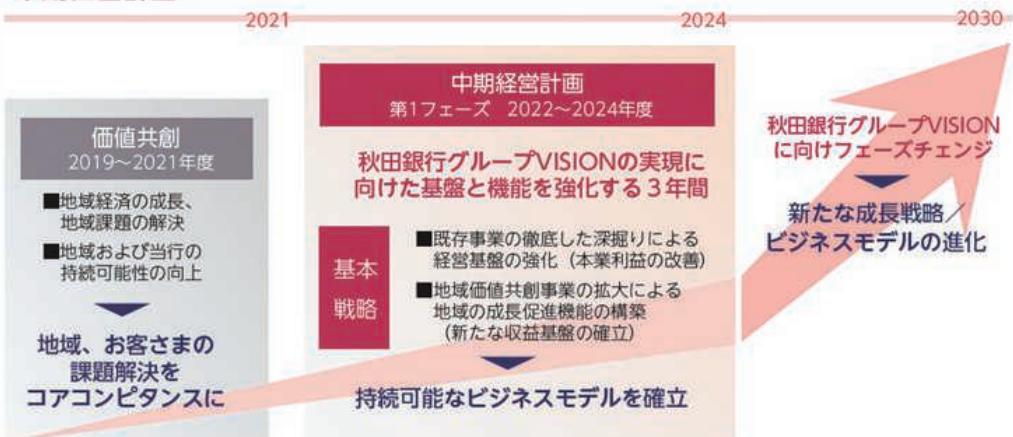
地域経済の質を高めるとともに、
住みよい地域社会を創造し、
成長し続ける銀行

2030年を展望する新たなグループVISION

価値をつくる。未来へつなぐ。

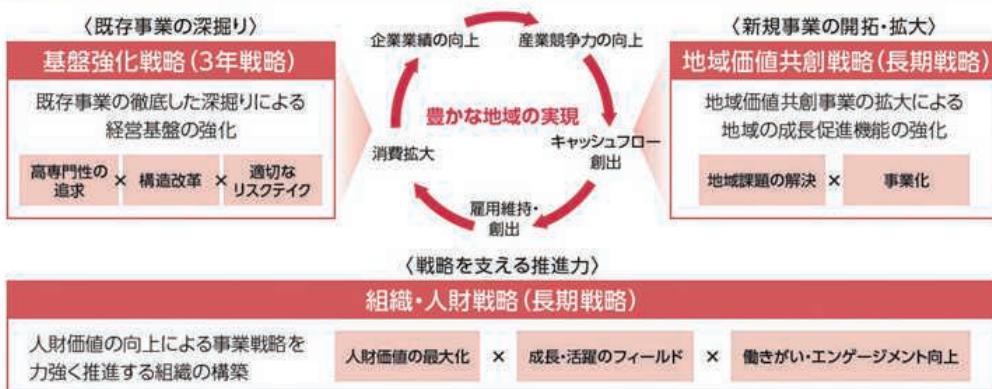
地域の課題を解決し、お客さまのニーズに応える
質の高い金融・非金融サービスの提供を通じて、
将来にわたる豊かな地域の実現にチャレンジし続けます

中期経営計画



■第1フェーズ中期経営計画(2022～2024年度)

基本戦略



○基本戦略 基盤強化戦略（3年計画）

基盤強化戦略では、当行がこれまで構築してきた事業基盤をさらに強化し、より質の高いサービスの提供を通じて収益の向上に取り組んでまいりました。

法人のお客さまに対しては、コロナ禍や原材料・エネルギー価格の高騰などに対応した円滑な資金供給に努めたほか、将来にわたるビジネスパートナーを目指し、経営改善、事業再構築、本業支援等に積極的に取り組みました。また、2022年9月、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）秋田貿易情報センターと連携強化の覚書を締結し、海外展開・販路拡大などの支援体制を強化しました。

個人のお客さまに対しては、一人ひとりが思い描く将来の実現を支えるライフパートナーを目指し、ライフプランに応じた最適な商品・サービスの提供に取り組みました。また、「個人ローンWeb完結サービス」の拡充、「保険証券分析システム」の導入など、デジタルを活用した利便性の向上や提案の高度化等を積極的に進めました。

○基本戦略 地域価値共創戦略（長期戦略）

地域価値共創戦略では、地域の課題を起点に、その解決を通じて新たな価値を創造する「地域価値共創事業」を推進し、新たな収益基盤の確立に取り組んでおります。

① 地域産業の振興

地域商社「詩の国秋田株式会社」では、当社が現地拠点を置く台湾向けの事業として、地域のブランドねぎ「白神ねぎ」の輸出や、台湾に拠点を置く飲食店の「横手やきそば暖簾会」への加盟などを実現しました。いずれも初めての海外取引となり、当行グループのネットワークを有効に活用した新たな域外販路の開拓やブランディングへの支援となりました。

② 人手不足への対応・新たな担い手の創出

就職・採用ポータルサイト「キャリアピタAKITA」を通じて、秋田県内の求人企業と就職希望者とのマッチング機会の拡大に取り組みました。「キャリアピタAKITA」は、2022年度末時点で333社の求人企業、1,171名の求職者の皆さまにご利用いただいております。20件超のマッチングを実現しました。

また、起業・創業支援事業の一環として「〈あきぎん〉地域共創型ビジネスインキュベーションプログラム」を新たに開始しました。創業だけではなく、創業後の規模拡大までを一貫して支援することで、将来の地域経済を担う事業者への支援強化をはかりました。

③ 後継者不足への対応

当行本部内に設置した「事業承継支援室」および「M&Aチーム」を中心に、地域企業の皆さまの課題解決、地域の産業や雇用の維持などをはかるべく、専門的かつ機動的なコンサルティング支援に取り組みました。また、秋田県内信用金庫・信用組合と連携した取組みの成果として、秋田県内企業同士の事業承継型M&Aを実現しました。

④ 高齢化への対応

当行独自のコンセプトとして、年齢を重ねても生き活きと元気に活躍する「長活(ながいき)」を掲げ、活力ある地域づくりに向け「長生きプロジェクト」を推進しております。この一環として、高齢者の皆さまがお互いに教え、学び合う「あきぎん長生き学校」において、特殊詐欺被害防止講座やスマートフォン教室などを開催したほか、新たなコミュニケーションツールとして「あきぎん長生き学校公式LINE」を開設しました。

⑤ 脱炭素への取組み

地域の脱炭素実現に向け、「サステナブルファイナンス実行額累計5,000億円（～2030年度）」を目標に掲げ、積極的に取り組んでおります。再生可能エネルギー分野では、秋田県が全国有数の供給地となっている風力発電において、当行が出資や融資などで参画する「秋田洋上風力発電株式会社」が、2022年12月に洋上風力としては全国初となる大規模商業運転を開始しました。また、e-d a s h株式会社との業務提携契約を締結し、お客さまのCO2排出量の算定・可視化から削減までを総合的にサポートする脱炭素化支援サービスの提供を開始したほか、「<あきぎん>サステナブルローン」の取扱いを開始するなど、お客さまの脱炭素に向けた取組みの支援を拡充させました。

○基本戦略 組織・人財戦略（長期戦略）

当行の経営戦略を支え、力強く推進していく組織を構築していくため、多様な人材がそれぞれの力を最大限発揮し、成長・活躍し続けることのできるフィールドをつくる「人財価値共創プロジェクト」に取り組んでおります。

事業戦略の推進に必要な個人のスキルを可視化する「スキルマップ制度」を構築したほか、男性職員の育児休業取得の促進、時間単位での普通休暇取得制度の導入などに取り組みました。また、新卒採用において「DX・ITコース」を新設し、デジタル化やDX推進に向けた高度・専門人材の採用体制を整備しました。さらに、全職員を対象に、新たな成長戦略やビジネスモデルの構想を募る「“価値をつくる。未来へつなぐ。” アイデアコンテスト」を開始するなど、挑戦する企業風土の醸成に取り組んでまいりました。

○店 舗

効率的な営業体制を構築し、より質の高い金融サービスを提供していくため、店舗ネットワークの見直しに取り組んでおります。

2022年度におきましては、2022年11月に盛岡支店を盛岡駅前にあるテナントビルに移転いたしました。また、2023年3月に田沢湖支店を近隣の田沢湖総合開発センター内に移転いたしました。

(d) 主要勘定の状況

○総 預 金

個人預金および公金の増加により、譲渡性預金を含む総預金の期末残高は、前期末比401億円増加し、3兆1,561億円となりました。

期中平均残高は、前期比930億円増加し、3兆1,616億円となりました。

○貸 出 金

事業先向け貸出および国・地公体向け貸出の増加により、貸出金の期末残高は前期末比641億円増加し、1兆8,978億円となりました。

期中平均残高は、前期比412億円増加し、1兆8,555億円となりました。

○有価証券

期末残高は、前期末比1,088億円減少し、7,814億円となりました。

期中平均残高は、前期比482億円増加し、8,615億円となりました。

○損 益

経常収益は、株式等売却益の増加により、前期比69億5,900万円増加し、417億4,200万円となりました。経常費用は、国債等債券売却損・償還損の増加により、68億5,800万円増加し、369億900万円となりました。

この結果、経常利益は1億200万円増益の48億3,300万円となりました。当期純利益は2,600万円増益の33億6,600万円となりました。

b 対処すべき課題

地域金融機関を取り巻く経営環境は、人口減少、少子化、高齢化等の進展にともなう産業・就労構造の変化に加え、地政学リスクの顕在化、海外金融機関の経営不安等にもない先行きの不透明感が高まるなど、一層厳しさを増しております。また、デジタル化の進展、気候変動への対応など、不可逆的に進む社会の変化にともない、地域・お客さまのニーズや当行に対する期待は、今後さらに多様化・高度化していくものと想定されます。

当行では、このような地域や社会の変化にともない生じる課題に対応し、地域と当行の持続的な価値向上をはかっていくため、中期経営計画に掲げる3つの基本戦略に基づく各種施策を着実に実行してまいります。

○基盤強化戦略 将来像の実現に向けた支援

アフターコロナの動きや変化が急速に進むなか、喫緊の対応として、コロナ禍やエネルギー価格の高騰などの影響を受けた法人のお客さまに対し、資金繰り支援や経営改善にとどまらない支援をさらに強化する必要があります。また、個人のお客さまにおいても物価高や生活様式の変化に対応し、将来設計を実現するため、資産形成や各種リスクへの備えなどの支援を充実させていく必要があります。このため、当行ではこれまで以上にお客さまとの対話と理解を深め、お客さまそれぞれの将来像の実現に向けた価値ある提案と実効性の高い支援活動を大幅に拡大してまいります。

○地域価値共創戦略 地域の新たな価値創出

人口減少は、地域の産業・経済に与える影響が大きい最も重要な課題と認識しております。このため、人材総合支援事業を着実に拡大させ、人手不足の緩和、優秀な人材の確保による地域の事業者の皆さまの競争力を向上するとともに、秋田県内に若い人材を呼び込む、留めることで人口の社会減の抑止や出生数の改善に貢献してまいります。一方、長寿化の進展により人生100年時代が到来するなか、ライフスタイルそのものが大きく変化していくことが想定され、「長生きプロジェクト」を通じて豊かなライフスタイルの提唱と個人の皆さまのサポートを進めてまいります。

また、全国に先駆けて進行する洋上風力発電事業を中心とする再生可能エネルギー分野は、今後の秋田県の産業構造や経済成長に大きな影響を与える重要な機会となります。このため、当行では洋上風力発電事業に対する幅広く積極的な関与を通じて、新たな事業の創出に取り組むとともに、秋田県内の事業者の皆さまが幅広く参画する大きな潮流を生み出すことを目指してまいります。また、再生可能エネルギーに限らず、地域の脱炭素の促進は地域やお客さまの持続的な成長にとって重要な課題の一つと認識しております。このため、2030年度までの累計実行額5,000億円を目指すサステナブルファイナンスに引き続き積極的に取り組むことに加え、当行グループのCO₂排出量の削減を着実に進めるとともに、CO₂削減プロセスを通じて当行が得た知見を地域の皆さまの脱炭素支援に活用してまいります。

○組織・人財戦略 人的資本投資の拡大

これらを実現するためには、当行職員の専門性やコミュニケーション能力、構想力などの「人財価値」を高めていくことが必要になります。「一人ひとりが能力を高め、成長・活躍し続けられる組織」を目指す「人財価値共創プロジェクト」を通じて、研修センターの整備や企業内大学の拡充など、学びや成長、働きがい、チームワークをキーワードとする「人への投資」を大幅に拡大してまいります。

お客さま、株主の皆さま、地域の期待にお応えできるよう、努力を続けてまいります。株主の皆さまにおかれましても、引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

ご参考

■ 秋田銀行グループ サステナビリティ経営方針

秋田銀行グループは、「地域共栄」の経営理念のもと、地域課題の解決および環境課題への対応、お客さまのニーズに応える質の高い金融・非金融サービスの提供を通じて、将来にわたる豊かな地域を実現するとともに、当行グループの持続的な成長・企業価値向上を実現し、地域から必要とされる金融グループになることを目指します。

マテリアリティ	当行にとっての主な事業機会とリスク		秋田銀行グループVISION第1フェーズ 中期経営計画での主な取組み	関連するSDGs	
	事業機会	リスク			
地域課題の解決 Community Values	人口減少 少子化 高齢化 デジタルイノベーション 価値観の寛容 金融インフラの維持	<ul style="list-style-type: none"> ・ サステナブルファイナンスの拡大 ・ 非金融事業の拡大 ・ 新たなお客さま、マーケット開拓 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域経済の活力低下 ・ 地域企業の競争力低下 ・ 社会の構造変化への対応の遅れ ・ 地域の金融利便性の低下 	地域価値共創戦略（長期戦略） <ul style="list-style-type: none"> ・ 起業・創業支援、後継者不足への対応 ・ 地域商社事業 ・ 人材支援事業 ・ DX ・ 長生きプロジェクト 基盤強化戦略（3年戦略） <ul style="list-style-type: none"> ・ ビジネスパートナー、ライフパートナーへ向けた取組み（お客さまの多様なニーズへの対応） ・ 対面・非対面チャネルのベストミックス 	
環境課題への対応 Green Values	気候変動 地球温暖化	<ul style="list-style-type: none"> ・ サステナブルファイナンスの拡大 ・ 脱炭素/低炭素化支援 ESG地域金融（資金循環） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農水産物の産地の変化 ・ 自然災害による事業所・住宅の果樹、農作物の被害 ・ 地域の脱炭素化の遅れ、サプライチェーンからの除外 	地域価値共創戦略（長期戦略） <ul style="list-style-type: none"> ・ カーボンニュートラルへの対応 	
経営の基礎的要素 fundamentals	人権の尊重 人財価値の向上 コーポレートガバナンス コンプライアンス リスクマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な人財、高専門人財の集積による競争力、生産性向上 ・ 持続的な企業価値向上、収益拡大、リスクの軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商品・サービスの品質低下 ・ 人財、組織の活力低下 ・ 社会からの信頼低下 	組織・人財戦略（長期戦略） <ul style="list-style-type: none"> ・ 人財価値の最大化、成長・活躍のフィールドづくり、働きがい・エンゲージメント向上、人権の尊重 ・ コーポレートガバナンスの高度化 ・ マネー・ローディングへの対応 	

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
預 金	2,623,663	2,908,092	3,035,408	3,057,913
定期性預金	986,450	981,052	983,416	958,722
その他	1,637,213	1,927,039	2,051,992	2,099,190
貸 出 金	1,616,459	1,839,485	1,833,718	1,897,857
個人向け	390,696	391,570	393,118	389,515
中小企業向け	546,443	629,947	614,610	619,664
その他	679,319	817,966	825,990	888,677
商品有価証券	423	—	—	—
有 価 証 券	700,062	759,562	890,208	781,453
国 債	111,458	109,642	111,829	46,206
その他	588,604	649,920	778,378	735,247
総 資 産	3,024,787	3,480,732	3,655,987	3,515,460
内 国 為 替 取 扱 高	12,626,740	13,131,536	14,013,623	14,504,035
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 655	百万ドル 711	百万ドル 644	百万ドル 555
経 常 利 益	4,948	4,243	4,731	4,833
当 期 純 利 益	3,050	2,763	3,340	3,366
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭 170.44	円 銭 154.58	円 銭 186.71	円 銭 189.33

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 預金には、譲渡性預金は含まれておりません。
 3. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式を除く。）で除して算出しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	1,246人
平 均 年 齢	40年 3月
平 均 勤 続 年 数	17年 8月
平 均 給 与 月 額	392千円

- (注) 1. 平均年齢・平均勤続年数・平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には臨時雇用および嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く2023年3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

	当 年 度 末
秋 田 県	81店 <small>うち出張所 (1)</small>
北 海 道	3 (一)
青 森 県	3 (一)
岩 手 県	1 (一)
宮 城 県	3 (一)
福 島 県	5 (一)
新 潟 県	1 (一)
東 京 都	1 (一)
合 計	98 (1)

- (注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を151か所設置しております。
また、当年度末において、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備を59か所設置しております。

□ 当年度新設営業所
該当事項はありません。

(注) 1. 当年度において店舗外現金自動設備については、下記の1か所を新設いたしました。

船越支店いとく男鹿ショッピングセンター出張所 (男 鹿 市)

2. 当年度において店舗外現金自動設備については、下記の4か所を廃止いたしました。

本荘支店心身障害者コロニー出張所 (由 利 本 荘 市)

横手条里支店よこてイースト出張所 (横 手 市)

男鹿支店男鹿みなと市民病院出張所 (男 鹿 市)

県庁支店総合庁舎内出張所 (秋 田 市)

ハ 銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

二 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	946
---------	-----

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
店舗の新築・改修、設備更新	221
ソフトウェアの導入・更新	127
事務機器等の新設・更新	450
現金自動受払機の更新	147

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
(株)あきぎんリサーチ&コンサルティング	秋田市山王三丁目2番1号	コンサルティング業務	75百万円	100.00%	
(株)秋田保証サービス	秋田市旭北錦町1番42号	保証業務	420	100.00	
詩の国秋田(株)	秋田市山王三丁目2番1号	地域商社業務	90	88.88	
(株)秋田国際カード	秋田市大町一丁目3番8号	カード業務	50	61.00	
(株)秋田ジェーシービーカード	秋田市大町二丁目4番44号	カード業務	50	60.00	
(株)秋田グランドリース	秋田市大町二丁目4番44号	リース業務	50	57.00	

(注) 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

重要な業務提携の概況

- 1 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
- 2 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
- 3 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
- 4 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。
- 5 株式会社セブン銀行、株式会社イーネットおよび株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出し等のサービスを行っております。
- 6 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。
- 7 秋田信用金庫、羽後信用金庫、秋田県信用組合および秋田県内の農業協同組合との提携により、現金自動設備の無料・割引相互利用サービス（名称「秋田あったかネット」）を行っております。
- 8 株式会社青森銀行および株式会社岩手銀行との提携により、現金自動設備の無料・割引相互利用サービス（名称「AAIネット」）を行っております。
- 9 株式会社北海道銀行、株式会社山形銀行および株式会社東邦銀行とそれぞれ提携し、現金自動設備の無料・割引相互利用サービスを行っております。
- 10 株式会社岩手銀行との間で、包括業務提携（秋田・岩手アライアンス）を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
新谷明弘	取締役頭取 (代表取締役) リスク統括室担当		
皆川剛	取締役 常務執行役員 人事部、総務部、証券国際部および市場運用部担当		
三浦力	取締役 常務執行役員 地域価値共創部、営業企画部、営業支援部、公務室およびダイレクト事業センター担当		
三浦寛剛	取締役 常務執行役員 事務統括部、システム部、審査部および監査部担当		
芦田晃輔	取締役 常務執行役員 経営企画部長兼デジタル戦略室長兼サステナビリティ推進室長 秘書室、経営企画部およびコンプライアンス統括部担当		
辻良之	取締役 (社外)	辻兵商事株式会社 代表取締役社長 辻不動産株式会社 代表取締役社長 秋田いすゞ自動車株式会社 代表取締役社長 株式会社アテック 代表取締役会長 コマツ秋田株式会社 代表取締役会長 秋田総合リース株式会社 代表取締役会長 ロイヤルモーター株式会社 代表取締役会長 富士フィルムBI秋田株式会社 代表取締役会長 株式会社秋田県自動車会議所 代表取締役社長 秋田商工会議所会頭	

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
榊 純一	取締役 (社外)	秋田大学電動化システム 共同研究センター長	
中田 直文	取締役 (社外)	株式会社大館製作所 代表取締役社長 大館桂工業株式会社 代表取締役社長 大館ビル株式会社 代表取締役社長 一般社団法人秋田犬ツー リズム代表理事	
柿崎 環	取締役 (社外)	明治大学法学部教授 三菱食品株式会社社外取 締役 京浜急行電鉄株式会社社 外取締役 日本空港ビルデング株式 会社社外取締役 (監査等 委員)	
佐藤 雅彦	取締役 (常勤監査等委員)		
工藤 重信	取締役 (常勤監査等委員)		
小林 憲一	取締役 (監査等委員) (社外)		
面山 恭子	取締役 (監査等委員) (社外)	面山恭子法律事務所所長	
長谷部 光哉	取締役 (監査等委員) (社外)	長谷部光哉公認会計士事 務所所長	(注)4

- (注) 1. 取締役辻良之氏、榊純一氏、中田直文氏、柿崎環氏、小林憲一氏、面山恭子氏および長谷部光哉氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役榊純一氏、柿崎環氏、小林憲一氏、面山恭子氏および長谷部光哉氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 取締役佐藤雅彦氏および工藤重信氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、取締役会以外の重要な会議への出席や、会計監査人および内部監査部門等との密接な連携、執行部門からの報告の受領等を行い、これらの情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。
4. 取締役長谷部光哉氏は、公認会計士および税理士として、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を取締役会が定めており、その概要は、以下のとおりです。

なお、以下の概要は当事業年度末時点の内容を記載しております。

当行の取締役の報酬等は、役割や責任に応じて支給する「基本報酬」、業績等を勘案して支給する「賞与」、役位および業績目標（当期純利益）の達成度に応じて当行株式等の交付等を行う「業績連動型株式報酬」の構成とし、次の運用基準のとおり支給するものとしております。

1 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）

「基本報酬」、「賞与」および「業績連動型株式報酬」の3つで構成し、次のとおりとする。

(1) 各取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の基本報酬は、金銭による月例の固定報酬として役位別に定める。

(2) 賞与は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため、最終的な経営活動の成果である当期純利益を勘案した賞与支給率を取締役会において決定し、これに応じて各取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の役位別に取締役会が定めた額の金銭を毎事業年度終了後の所定の時期に支給する。

(3) 業績連動型株式報酬は、役員報酬B I P（Board Incentive Plan）信託と称される制度を採用する。本制度では、信託期間中の毎事業年度終了後の所定の時期に、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対し、役位に応じた「固定ポイント」と、当行の毎事業年度における業績目標（当期純利益）の達成度に応じて0%～200%の範囲で変動する「業績連動ポイント」を付与する。付与したポイントは、毎年累積し、退任時に累積したポイントに応じて当行株式の交付および当行株式の換価処分金相当額の金銭を給付する。

(4) 報酬等の種類別の割合については、当行の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、総額を勘案のうえ決定する。

2 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）

「基本報酬」のみとし、その職務に鑑み固定のものとして定めた額の金銭を毎月支給する。

3 監査等委員である取締役

監査・監督の独立性を確保する観点から「基本報酬」のみとする。

また、取締役の報酬等の決定方法については、次のとおり定めております。

- 1 取締役の報酬等は、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内とする。
- 2 取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、「指名・報酬諮問委員会」における審議を行い、公正かつ透明性を確保のうえ、取締役会で決定する。
- 3 監査等委員である取締役の基本報酬は、監査等委員である取締役の協議により決定する。

取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当行においては、審議プロセスの公正性・透明性を確保するため、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、「指名・報酬諮問委員会」において審議され、取締役会に答申されました。取締役会において同答申に基づき決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等	報酬等の種類別の総額			
			基本報酬	業績連動報酬等		非金銭報酬等
			固定報酬	賞 与	役員報酬 B I P 信託	
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	10名	151	112	20	18	—
取締役（監査等委員）	6名	40	40	—	—	—
計	16名	191	153	20	18	—

(注) 1. 上記の取締役の支給人数ならびに報酬等の金額には、2022年6月28日開催の第119期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含めております。

2. 株主総会決議で定められた報酬限度額は次のとおりであります。

2021年6月25日開催の第118期定時株主総会決議により定められた取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の限度額（使用人としての報酬を除く。）は、年額180百万円以内（うち社外取締役分は30百万円以内）であります。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は9名（うち社外取締役は4名）であります。

2018年6月27日開催の第115期定時株主総会決議により定められた取締役（監査等委員）の報酬等の限度額（使用人としての報酬を除く。）は、年額55百万円以内であります。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は5名であります。

また、上記の取締役の報酬等の限度額とは別に、2019年6月26日開催の第116期定時株主総会決議により定められた役員報酬B I P 信託による業績連動型株式報酬制度としての取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する報酬等の限度額は、3事業年度ごとに120百万円以内であります。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は8名であります。

3. 業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、当期純利益であり、当該業績指標を選定した理由は、取締役が業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めるためであります。

業績連動報酬等の額の算定方法は、賞与については当期純利益の実績等により賞与支給率と役位別に定めた額を算定し、役員報酬B I P 信託については役位に応じた「固定ポイント」と当行の毎事業年度における当期純利益の達成度に応じて0%～200%の範囲で変動する「業績連動ポイント」から算定するものです。

なお、当事業年度を含む当期純利益の推移は1.（2）財産及び損益の状況に記載のとおりです。

(3) 責任限定契約

当行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

当行は、定款の規定に従い、社外取締役である辻良之氏、榊純一氏、中田直文氏、柿崎環氏、小林憲一氏、面山恭子氏および長谷部光哉氏と、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を賠償責任の限度額とする契約を締結しております。

(4) 補償契約

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行取締役および執行役員	<p>当行は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。</p> <p>なお、当該保険料は、全額を当行が負担しております。</p>

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
辻 良之	辻兵商事株式会社代表取締役社長 辻不動産株式会社代表取締役社長 秋田いすゞ自動車株式会社代表取締役社長 株式会社アテック代表取締役会長 コマツ秋田株式会社代表取締役会長 秋田総合リース株式会社代表取締役会長 ロイヤルモーター株式会社代表取締役会長 富士フィルムＢＩ秋田株式会社代表取締役会長 株式会社秋田県自動車会議所代表取締役社長 秋田商工会議所会頭
榊 純一	秋田大学電動化システム共同研究センター長
中 田 直 文	株式会社大館製作所代表取締役社長 大館桂工業株式会社代表取締役社長 大館ビル株式会社代表取締役社長 一般社団法人秋田犬ツーリズム代表理事
柿 崎 環	明治大学法学部教授 三菱食品株式会社社外取締役 京浜急行電鉄株式会社社外取締役 日本空港ビルデング株式会社社外取締役（監査等委員）
小 林 憲 一	該当ありません。
面 山 恭 子	面山恭子法律事務所所長
長 谷 部 光 哉	長谷部光哉公認会計士事務所所長

- (注) 1. 「兼職その他の状況」には、重要なものを記載しております。
2. 上記に掲げる社外役員が業務執行取締役等を兼任している法人等と当行およびグループ各社との間における2022年度の取引額は、同社売上高および当行連結粗利益の1%未満であることから、独立性に影響を与えるものではありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
取締役 辻 良之	5年9か月	当期開催の取締役会14回中11回出席	会社経営者としての経験と見識から発言を行っており、特に秋田県内を代表する企業グループの経営および業界団体の要職経験を踏まえた助言等を行うなど、重要な意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 榊 純一	4年9か月	当期開催の取締役会14回全てに出席	会社経営者としての経験と見識から発言を行っており、特に技術分野についての専門的な知見を踏まえた助言等を行うなど、重要な意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、取締役会の諮問機関である「指名・報酬諮問委員会」の委員として、客観的・中立的立場から経営の監督機能を担っております。
取締役 中田 直文	3年9か月	当期開催の取締役会14回中12回出席	会社経営者としての経験と見識から発言を行っており、特に秋田県内を代表する製造業の経営および業界団体の要職経験を踏まえた助言等を行うなど、重要な意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 柿崎 環	1年9か月	当期開催の取締役会14回全てに出席	商法・金融商品取引法を研究分野とする大学教授としての専門的知見から発言を行っており、特に内部統制やコーポレートガバナンスについての専門的な知見を踏まえた助言等を行うなど、重要な意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
取締役（監査等委員） 小林 憲一	4年9か月	当期開催の取締役会14回全てに出席、監査等委員会15回全てに出席	地方行政および企業支援に携わった経験と見識から発言を行っており、特に地方行政における豊富な経験を踏まえた助言等を行うなど、重要な意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、取締役会の諮問機関である「指名・報酬諮問委員会」の委員かつ監査等委員として、客観的・中立的立場から経営の監督機能を担っております。
取締役（監査等委員） 面山 恭子	2年9か月	当期開催の取締役会14回全てに出席、監査等委員会15回全てに出席	弁護士としての専門的知見から発言を行っており、特に法律分野についての専門的な知見を踏まえた助言等を行うなど、重要な意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、取締役会の諮問機関である「指名・報酬諮問委員会」の委員かつ監査等委員として客観的・中立的立場から経営の監督機能を担っております。
取締役（監査等委員） 長谷部光哉	9か月	就任後開催の取締役会11回中10回出席、監査等委員会10回全てに出席	公認会計士、税理士としての専門的知見から発言を行っており、特に企業会計や税務等についての専門的な知見を踏まえた助言等を行うなど、重要な意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員として客観的・中立的立場から経営の監督機能を担っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	8名	27	—

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株 式 数	発行可能株式総数	68,745千株
	発行済株式の総数	18,093千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数	10,388名
--------------------	---------

(3) 大 株 主

当該事業年度の末日において、当行の発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対するその有する株式の割合が高いことにおいて上位となる10名の株主の持株状況は以下のとおりであります。

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,627千株	9.06%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,020	5.68
明治安田生命保険相互会社	804	4.48
秋田銀行職員持株会	774	4.31
日本生命保険相互会社	437	2.43
損害保険ジャパン株式会社	359	2.00
住友生命保険相互会社	344	1.92
BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND 620065	267	1.48
三井住友海上火災保険株式会社	211	1.17
東京海上日動火災保険株式会社	199	1.11

(注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は自己株式（144,321株）を控除して算出しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数 (株式の種類及び種類ごとの数)
取締役 (監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。)	1名	普通株式 4,877株
社外取締役 (監査等委員であるものを除く。)	—	—
監査等委員である取締役	—	—

(注) 2022年6月28日付で退任した取締役に対する役員報酬B I P信託による株式交付であります。

5 当行の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 深田建太郎 指定有限責任社員 高尾 大介	60	(注) 1

- (注) 1. 監査等委員会は、取締役、行内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積もりの算出根拠などを確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記報酬等の額はこれらの合計額を含めて記載しております。
3. 会計監査人に対し、当行、当行の子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は60百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

「会計監査人の解任または不再任の決定の方針」

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められた場合、監査等委員会の決議により、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行では、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、特に定めておりません。

8 業務の適正を確保する体制

＜業務の適正を確保するための体制の内容の概要＞

当行は、会社法および会社法施行規則に基づき、「当行の業務の適正を確保するための体制」（以下、「内部統制システム」という。）の整備について、以下のとおり定めております。

(1) 当行の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- a 取締役および取締役会は、コンプライアンスを経営の重要課題の一つと認識し、銀行の公共的使命と社会的責任等を基本とした企業倫理を構築し、その徹底をはかる。
- b 取締役会は、法令等遵守方針および法令等遵守規程を制定するとともに、コンプライアンスの適切な運営のため、年度ごとのコンプライアンス・プログラムを決定し、コンプライアンス重視の組織風土の醸成・定着に努める。
- c コンプライアンスに関する統括部門として、コンプライアンス統括部を設置し、各部室店には、コンプライアンス責任者・推進者をそれぞれ配置する。また、コンプライアンスに関する重要事項を協議するため、コンプライアンス委員会を設置する。
- d コンプライアンス統括部は、コンプライアンス・プログラムの進捗状況を3か月に1回以上、取締役会および監査等委員会に対して報告する。また、監査部はコンプライアンス統括部と連携のうえ、コンプライアンス態勢について監査を行い、監査部を担当する取締役および監査等委員会に報告する。監査部を担当する取締役は、監査結果を取締役会へ報告する。
- e 当行の役職員が、法令違反の疑義のある行為等を発見した場合は、すみやかにコンプライアンス統括部へ報告する。また、コンプライアンス相談窓口のほか、コンプライアンス統括部、人事部、常勤監査等委員および外部弁護士を窓口とした「あきぎんヘルプライン」を設置し、役職員が法令違反の疑義ある行為等を直接通報できる体制を整備する。（子会社各社の役職員による通報も可能とする。）
なお、通報を受けた窓口は、ただちに通報事項を所管する取締役および監査等委員会に対して報告を行う。
「あきぎんヘルプライン」への通報者に対し、不利益な取扱いをすることを禁止し、その旨を当行および子会社各社において周知徹底する。
- f 当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、同勢力との取引を遮断するとともに、同勢力からの不当要求は断固として拒絶する。

(2) 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会および常務会の議事録の他、取締役の職務の執行に係る情報は、文書保存規程に基づき保存、管理する。

(3) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a 当行の業務に係るリスクについては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクに分類し、統合的リスク管理規程および各リスク管理規程に基づき把握、管理する。
- b リスク管理に関する統括部門として、リスク統括室を設置する。
- c 各業務に所在するリスクについての管理方針は取締役会において決定する。さらに、各業務に所在するリスクの管理方法および各業務に所在するリスクの状況については、取締役会へ報告する。

(4) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a 当行の長期的安定成長をはかるため、原則として3か年ごとに向こう3営業年度を対象期間とした中期経営計画および初年度の短期経営計画を策定する。
なお、短期経営計画は情勢の変化を勘案し、毎年度見直しを行う。
- b 取締役会は経営計画を決定し、行内に周知する。
- c 経営企画部を担当する取締役は、経営計画の進捗状況を、3か月に1回取締役会に報告する。取締役会は、計画および予算の実績報告に基づいて経営計画実施状況を検討し、必要ある場合はその対応を協議して適切な対策を講ずる。
- d 各部門を担当する取締役は、担当する部門の実施すべき具体的な施策および効率的な職務執行体制を構築する。
なお、効率的な職務執行体制構築にあたっては、職制および分掌規程に基づき職務の分担を定める。

(5) 当行およびその子会社から成る企業集団（以下、「グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

- a 当行および子会社各社における内部統制システムの構築を目指し、経営企画部をその担当部署とする。実際の運営にあたっては、関連会社管理規程に基づき、管理する。
- b 当行の経営企画部を担当する取締役は、子会社各社の営業活動および経営状況について、3か月に1回取締役会に対して報告するとともに、一定の要件に該当する事項については取締役会の承認を受けるものとする。

- c 当行は、関連会社管理規程において、子会社各社の年度業務計画、業務実績、財務状況について、当行の経営企画部への定期的な報告を義務づける。また、当行は、当行の経営企画部担当取締役および子会社各社の代表取締役が出席する関連会社定例会議を定期的に開催し、当該会議において、子会社各社の業務実績その他の重要な事象について報告を受ける。
- d 当行の子会社各社の業務に係るリスクについては、統合的リスク管理規程および各リスク管理規程に基づき、当行のリスク統括室および関連部署が把握、管理する。また、当行のリスク統括室は、グループ全体のリスク管理の統括部署として、必要に応じて、子会社各社に対する指導・助言を行い、適切なリスク管理態勢を整備・確立する。
- e 当行は、子会社各社の自主性を尊重しつつ、合理的な範囲において当行における規定および体制を子会社各社に準拠させることなどにより、子会社各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- f 当行は、子会社各社に対し、法令遵守については当行に準じた運営を行うよう管理・指導し、コンプライアンス・マニュアルの整備およびコンプライアンス・プログラムの策定・実施を促す。また、当行のコンプライアンス統括部は、子会社各社におけるコンプライアンス・プログラムの実施状況をモニタリングするとともに、子会社各社のコンプライアンス担当取締役に対して法令遵守に関する指導を行う。
- g 当行の監査部は、子会社各社に対してコンプライアンス監査を含む内部監査を実施し、監査結果を監査部を担当する取締役および監査等委員会に報告する。また監査部を担当する取締役は、監査結果を取締役会に対して報告する。
- h 当行および子会社各社は、財務報告の適正性・信頼性を確保するための内部管理態勢を整備する。

- (6) 当行の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、その使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項および監査等委員会のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会の意向を尊重し当行の職員を監査等委員会を補助すべき使用人として指名する。
 - 監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への監査等委員会の職務に関する指示、命令する権限は監査等委員会に委譲されたものとし、当該職務について取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指示、命令は受けないものとする。
- (7) 監査等委員会への報告に関する体制および当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、当行および子会社各社の役職員の職務の執行にかかる重大な法令違反、不正行為の事実またはグループ全体に重大な影響を及ぼす事項を発見した場合は、これを監査等委員会に報告する。
 - 監査等委員会に報告を行ったことを理由として、当該報告を行った者に対して不利益な取扱いをすることを禁止し、その旨を当行および子会社各社において周知徹底する。
- (8) 当行の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項**
- 当行は、監査等委員の職務の執行上必要と認める費用について、監査の実効性を担保すべく予算を措置する。
 - 緊急または臨時に支出した費用その他当該予算に含まれない費用については、監査等委員は事後的に当行に請求することができることとし、当該請求に係る費用または債務が監査等委員の職務の執行に必要であると認める場合には、当行はこれを速やかに支払う。
- (9) その他当行の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- 代表取締役は、定期的に監査等委員と意見交換を行い、監査等委員会の監査が実効的に行われるよう努めるものとする。
 - 監査等委員会は、監査の実効性を確保するため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および監査部等の職員その他の者に対していつでも報告を求めることができる。
 - 監査等委員は、重要な意思決定や取締役の職務の執行状況を把握するため、常務会をはじめとする重要な会議に出席することができる。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

当行およびその子会社から成る企業集団が整備している内部統制システムの当事業年度の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 当行の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役会において決定したコンプライアンス・プログラムに基づき、情報事故防止態勢の強化等の重点的プログラムをはじめとする、コンプライアンスの充実・強化に向けた施策に取り組みました。また、コンプライアンス・プログラムの進捗状況やコンプライアンス・モニタリングの結果等をコンプライアンス関連報告として四半期ごとに取締役会へ報告しました。

(2) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

年度ごとに策定するリスク管理計画のもと、リスクの状況（リスク量のモニタリング結果等）を四半期ごとに取締役会に報告しました。また、リスク管理委員会をはじめとする各種委員会を開催し、その結果を定期的にと取締役会に報告しました。

(3) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定時取締役会を12回、臨時取締役会を2回開催しました。また、取締役会は、意思決定の迅速化および取締役会の監督機能強化のため、重要な業務執行の決定の一部を頭取へ委任しております。

(4) 当行およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関連会社管理規程に基づき、関連会社定例会議を毎年1月と7月に開催するなど、グループ各社の状況を把握、管理しております。また、グループ各社の業況は、四半期ごとに取締役会に報告しました。

(5) 当行の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査等委員が常務会に出席し、非常勤を含むすべての監査等委員が取締役会に出席しております。また、監査等委員は随時、役職員に必要な情報を求めることが可能であり、役職員は監査等委員からの依頼に対して適切に対応しております。

9 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12 その他

該当事項はありません。

第120期末 (2023年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
現預金	754,293	預金	3,057,913
現預金	40,431	当座預金	175,494
預金	713,862	座金	1,820,081
預金	25,137	預金	50,756
預金	8,923	預金	6,720
預金	781,453	預金	958,719
預金	46,206	預金	2
預金	291,360	預金	46,137
預金	2,999	預金	98,254
預金	108,224	預金	6,967
預金	48,035	預金	5,135
預金	284,627	預金	186,825
預金	1,897,857	預金	186,825
預金	2,760	預金	42
預金	19,276	預金	24
預金	1,693,401	預金	18
預金	182,418	預金	5,412
預金	1,547	預金	279
預金	1,547	預金	968
預金	22,638	預金	655
預金	52	預金	0
預金	2	預金	1,151
預金	1,241	預金	280
預金	880	預金	45
預金	94	預金	135
預金	20,367	預金	1,897
預金	17,842	預金	20
預金	6,433	預金	1,248
預金	9,751	預金	82
預金	41	預金	320
預金	9	預金	701
預金	1,606	預金	1,475
預金	1,099	預金	9,643
預金	947	負債の部合計	3,374,043
預金	151		
預金	4,067	純資産の部	14,100
預金	3,485	資本	6,268
預金	9,643	剰余金	6,268
預金	△12,528	利益剰余金	125,048
預金	△0	利益剰余金	14,100
		利益剰余金	110,947
		利益剰余金	174
		利益剰余金	103,811
		利益剰余金	6,962
		利益剰余金	△1,230
		利益剰余金	144,187
		利益剰余金	△5,676
		利益剰余金	△0
		利益剰余金	2,905
		利益剰余金	△2,770
		利益剰余金	141,416
資産の部合計	3,515,460	負債及び純資産の部合計	3,515,460

(2023年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	754,301	預 渡 性 預 金	3,053,755
コールローン及び買入手形	25,137	コールマネー及び売渡手形	94,754
買入金銭債権	8,923	債券貸借取引受入担保金	6,967
有 価 証 券	778,034	借 用 金	5,135
貸 出 金	1,892,469	借 用 金	189,288
外 国 為 替	1,547	外 国 為 替	42
そ の 他 資 産	40,819	そ の 他 負 債	11,362
有 形 固 定 資 産	18,130	役 員 賞 与 引 当 金	20
建 物	6,438	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,909
土 地	9,751	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	23
建 設 仮 勘 定	9	株 式 給 付 引 当 金	82
その他の有形固定資産	1,930	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	320
無 形 固 定 資 産	1,164	偶 発 損 失 引 当 金	701
ソ フ ト ウ ェ ア	960	繰 延 税 金 負 債	538
その他の無形固定資産	204	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,475
退 職 給 付 に 係 る 資 産	5,492	支 払 承 諾	9,845
繰 延 税 金 資 産	3,743	負 債 の 部 合 計	3,376,224
支 払 承 諾 見 返	9,845	(純資産の部)	
貸 倒 引 当 金	△13,433	資 本 金	14,100
投 資 損 失 引 当 金	△0	資 本 剰 余 金	9,212
		利 益 剰 余 金	128,857
		自 己 株 式	△1,230
		株 主 資 本 合 計	150,939
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△5,155
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△0
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,905
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	566
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	△1,682
		非 支 配 株 主 持 分	695
		純 資 産 の 部 合 計	149,952
資 産 の 部 合 計	3,526,176	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,526,176

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		46,861
資金運用収益	26,781	
貸出金利息	15,645	
有価証券利息配当金	9,487	
コールローン利息及び買入手形利息	974	
預け金利息	588	
その他の受入利息	85	
役員取引等収益	6,934	
その他の業務収益	6,093	
その他の経常収益	7,051	
償却債権取立益	3	
その他の経常収益	7,048	
経常費用		41,925
資金調達費用	1,396	
預達金利息	107	
譲渡性預金利息	13	
コールマネー利息及び売渡手形利息	132	
債券貸借取引支払利息	170	
借入金利息	12	
その他の支払利息	960	
役員取引等費用	2,186	
その他の業務費用	15,899	
その他の経常費用	21,230	
貸倒引当金繰入額	1,212	
その他の繰入額	419	
繰入額	792	
経常利益		4,935
特別利益		15
固定資産処分益	15	
特別損失		443
固定資産処分損失	158	
減損	284	
税金等調整前当期純利益		4,507
法人税、住民税及び事業税	1,150	
法人税等調整額	53	
法人税等合計		1,203
当期純利益		3,303
非支配株主に帰属する当期純利益		7
親会社株主に帰属する当期純利益		3,295

独立監査人の監査報告書

2023年5月9日

株式会社 秋田銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

仙台事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 深 田 建太郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 尾 大 介

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社秋田銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの第120期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月9日

株式会社 秋田銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

仙台事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 深 田 建太郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 尾 大 介

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社秋田銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社秋田銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第120期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門および内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部および主要な営業店において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および使用人等と意思疎通および情報の交換をはかり、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2023年5月11日

株式会社 秋田銀行 監査等委員会

常勤監査等委員	佐藤雅彦
常勤監査等委員	工藤重信
監査等委員	小林憲一
監査等委員	面山恭子
監査等委員	長谷部光哉

(注) 監査等委員 小林憲一、面山恭子および長谷部光哉は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

(以 上)

株主総会会場ご案内略図

会場

秋田市山王三丁目2番1号

秋田銀行本店10階大会議室

☎ (018) 863-1212 (代表)



交通のご案内

- JR奥羽本線
- JR羽越本線

「秋田駅」

西口

バスターミナルから路線バスで約10分、
「山王十字路（竿燈大通り側）」下車

お願い ▶ 駐車スペースが限られておりますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。



地球環境を考え、
植物油インキを
使用しています。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。